

第4章

施策の方向

1 基本目標1 共に支え合う「地域づくり」

(1) 相互理解・環境整備の推進

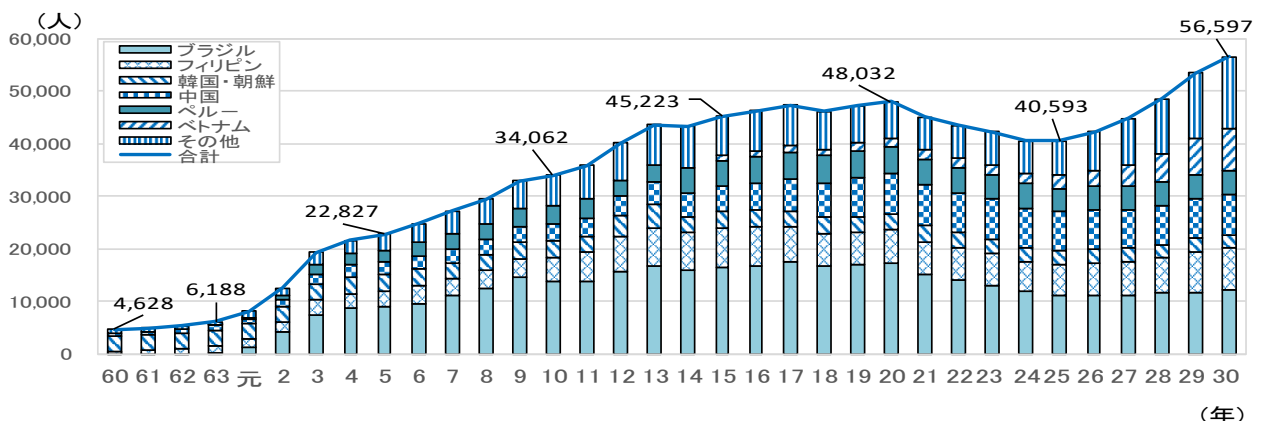
共に支え合う「地域づくり」においては、住民相互理解の推進や地域課題の解決力強化、日常生活で必要となる環境の整備など、相互理解・環境整備の推進が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や女性の社会進出、外国人住民の増加等を背景に、次のような課題が生じています。

- 人口減少や高齢化等により地域社会の相互扶助機能が弱体化している中で、つながりを持ちながら、お互いの存在を認め合い、寄り添い、共に支え合う心の醸成と地域共生社会の実現に向けた意識啓発が大切です。また、日常生活をはじめ、災害発生時等に手を差し伸べることができる地域の担い手の確保が必要とされています。
- 障害の有無に関わらず、誰もが安全・安心に生活する社会の実現には、全ての県民が、障害及び障害のある人に対する理解を深め、共に支え合うことが必要です。また、障害のある人や高齢者、多様な特性をもつ県民が、それぞれの地域で安心して暮らし続けるために、物理的障壁や社会的障壁などを除去するとともに、多くの人が利用しやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備を進めていくことが求められています。
- 障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーション等の意思疎通を図ることは、日常生活を営む上で必要不可欠です。

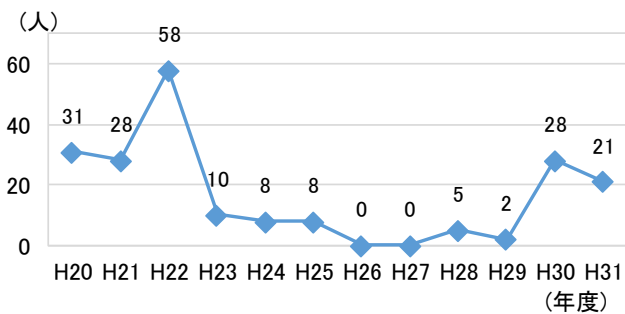
群馬県の外国人住民数の推移



【県外国人活躍推進課調べ】

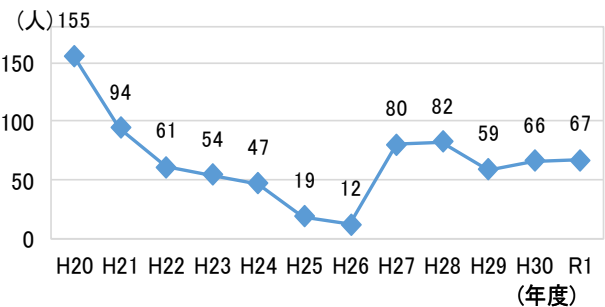
- 近年、本県の外国人住民数は増加を続け、平成30年（2018年）12月末現在で56,597人と過去最多となりました。今後ますます外国人住民の増加が見込まれるため、生活者としての外国人に対する施策の充実と、多様な人々が快適で円滑に地域で生活していくため、分かりやすさや利用しやすさに配慮した環境整備が求められています。
- 女性の社会進出や共働き世帯の増加などにより、低年齢児の保育需要が高まっています。平成31年（2019年）4月1日現在、本県の保育所等における待機児童は21人であり、待機児童解消のため、保育の受け皿を整備する必要があります。

**群馬県の保育所等入所待機児童数の推移
（4月1日現在）**



【県子育て・青少年課調べ】

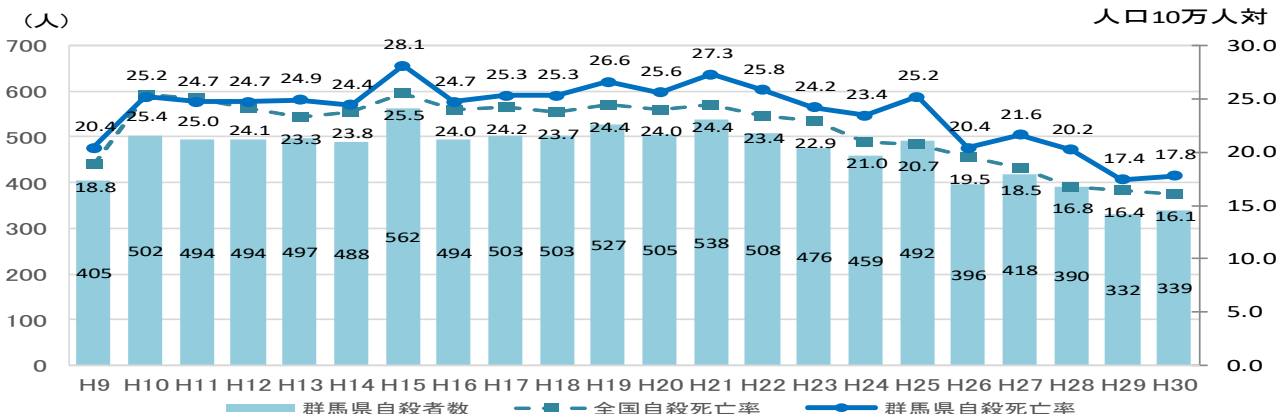
**群馬県の放課後児童クラブの待機児童数の推移
（5月1日現在）**



【厚生労働省放課後児童健全育成事業実施状況調査】

- 平成28年度（2016年度）に実施した県子どもの生活実態調査によれば、子どもの将来の自立にとって必要となる、学力や基本的な生活習慣、自己肯定感、社会性などの生活力が不足する原因は、経済的な要因だけでなく、親子の関わりの問題なども影響を与えていることが分かります。
- 県と市町村が整備する放課後児童クラブや放課後子ども教室などを利用できない子どももいる中で、子ども食堂や無料学習塾などのような、地域の方々が主体となった子どもの居場所におけるご近所のぬくもりのような役割が注目されています。

群馬県の自殺者・自殺死亡率の推移



【厚生労働省「人口動態統計」】

- ・ 本県の自殺者数は、平成10年（1998年）に急増して以来年間500人前後で推移し、平成22年（2010年）以降は増減を繰り返しながらも減少傾向が続いていますが、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国平均を上回る状況が続いています。

- 悩みやストレスを抱え心理的に追い込まれることは誰にでも起こり得ることであり、誰でも自殺に追い込まれる可能性があることや誰かに助けを求めることが大切であるということを全ての県民の共通認識とすることが必要です。更に、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を行うことが非常に重要です。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。相互理解・環境整備の推進を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 住民相互理解の推進

障害者に対する理解の促進

- ・障害のある人が地域で生活しやすいよう、障害のある人に対する理解の促進を図ります。障害者週間・知的障害者福祉月間・精神保健福祉普及運動などにおける広報・啓発活動の推進や、広報メディアを利用して障害のある人への理解を促進するための情報提供等を行っていきます。

多文化共生施策の推進

- ・多様な文化を受け入れる意識を醸成し、日本人と外国人が共に支え合うことのできる地域づくりを目指し、多文化共生の理解を深めてもらうためのシンポジウム等を開催するとともに、自治体職員向けの意識啓発に取り組みます。
- ・日本語の学習環境を整えるため、指導者の育成に努めるほか、生活する上で必要とされる情報を効果的に提供するため、多言語による情報提供の充実に努めるなど、多文化共生施策を推進します。
- ・外国人が地域で活躍できる環境をつくるため、外国人児童生徒が適切な教育を受け、健全に成長し、地域で活躍する人材となるためのサポートを行い、次世代の育成を支援します。
- ・貴重なグローバル人材である外国人留学生の県内定着を図るため、企業や学校等と連携して定着促進に努めます。
- ・日本語能力が高く地域への貢献意欲が高い外国人キーパーソンの発掘・育成に努め、連携しながら施策を進めます。
- ・多文化共生の観点から地域の課題を解決し、活性化を図るため、群馬大学が養成し、県が認定した群馬県多文化共生推進士やNPO等と協働・連携しながら地域の環境づくりを進めます。

イ 地域課題の解決力強化

「互助」の地域社会づくり

- ・ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭の増加に伴い、地域で孤立する世帯が増えており、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる居場所づくりが重要である

ことから、住民が自主的に運営する集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」の設置や活動の支援に取り組みます。

- ・子ども食堂や無料学習塾等の「子どもの居場所」づくりの支援に取り組み、地域コミュニティの活性化や地域福祉の増進を図ります。
- ・住民に近い日常生活圏域（中学校区が目安）で地域課題の把握やインフォーマル活動への支援、社会資源の創出などを住民主体で話し合う協議体の設置が進み、市町村では生活支援コーディネーターを設置し、課題の共有や公的相談機関につなげるなど、協議体の活性化を図っていることから、これらの取組を市町村と連携して支援します。
- ・地域課題の解決力強化を図るため、NPO法人やボランティア団体、企業など、多くの主体の活躍を引き出し、相互に協力できる「協働」の体制づくりに努めます。また、協働が効果的に行われる環境を整備するほか、協働を進めていくための手法を構築し広く共有することや、協働を担う人材の育成を支援します。
- ・地域課題解決のための活動財源の確保や寄附文化の醸成、福祉への関心の喚起につながる住民参加の取組として、共同募金運動の周知等に努めます。

子育てを地域社会全体で支える環境づくり

- ・安心して子どもを産み育てられる社会づくりのため、子育て支援策をはじめとする環境づくりを促進します。また、家庭や企業、ボランティア、NPO、行政が連携を図りながら、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりに努めます。

心の健康づくりと普及啓発活動の推進

- ・自殺や心の病に関する正しい知識や相談窓口について、積極的に情報を発信します。
- ・身近な人の「気づき」を促すため、行政関係職員や民生委員・児童委員をはじめ広く県民に対して、ゲートキーパー養成研修を行うほか、研修の講師となる人材を育成します。
- ・若年層を対象に、SOSの出し方に関する教育や自己肯定感を高める教育などの取組を推進します。

ウ 日常生活で必要となる環境の整備

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- ・障害のある人をはじめ、全ての人が安全・安心に生活できるよう、行動を制限する様々な障壁の除去の促進を図ります。
- ・人にやさしい福祉のまちづくり条例の普及啓発により、建物等ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、啓発活動により、障害や障害のある人に対する全ての県民の理解を深め、社会制度や情報取得等ソフト面の環境整備も推進します。
- ・多くの人が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の環境整備に努めます。

障害者の意思疎通環境の整備

- ・視覚、聴覚に障害がある人の意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成や、失語症者に対する意思疎通支援者の養成、専門性の高い通訳業務への派遣体制を充実します。
- ・視聴覚障害者情報支援施設として、県立点字図書館や県聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。

(2) 地域における福祉サービスの充実

共に支え合う「地域づくり」においては、地域福祉や高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の地域における福祉サービスの充実が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

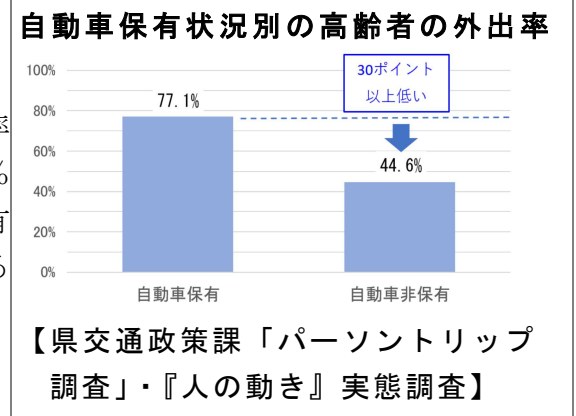
【現状と課題】

地域は、高齢者や障害者、子どもなど、世代や背景の異なる全ての人々の生活の本拠ですが、高齢化の進展や児童虐待の増加、買い物弱者の社会問題化等の中で、次のような課題が生じています。

- 制度ごとに整備が進められてきた公的な福祉サービスについては、利用者本位の考えのもと、利用者の生活課題を総合的、継続的に把握し、必要なサービスが総合的に提供される体制づくりが求められています。また、利用しやすいよう身近な地域でのサービス提供と相談窓口整備など、地域の実情に応じた福祉サービスの充実が必要です。
- 多くの高齢者は、要介護状態等となった後でも、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと考えており、希望する人が在宅で支援を受けられる体制づくりが必要です。また、元気に日常生活を送る高齢者も大幅に増加しており、今後は、このような元気高齢者には「支えられる側」ではなく、「支える側」としての活躍が期待されます。
- 振り込め詐欺や訪問販売による被害などが社会問題化しており、消費者被害防止の取組が求められています。
- 地域で生活する障害のある人が、障害の種類に関わらず、居宅における生活支援のためのサービスや夜間の居住を支援するためのサービス、日中活動を支援するためのサービス等を必要に応じて利用できるよう、サービスの充実と事業所の適正な運営が重要です。また、障害のある子どもが、将来、自立し、円滑に社会参加できるように、療育の総合的支援体制の整備・充実を図ることが求められています。
- 増加し続ける児童虐待を防止するには、子どもとその家族に身近な市町村が、早い段階で複雑化・多様化する子育て相談に適切に対応するなど、子育て家庭を支援することが重要です。
- 自殺に追い込まれるという危機は、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時に高くなると言われています。そのため、自殺対策は、「生

きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やす取組も併せて実施することが重要です。

- 平成27・28年度（2015・2016年度）に実施したパーソントリップ調査・「人の動き」実態調査によれば、自動車を保有している高齢者の外出率が77%である一方、保有していない高齢者は45%と、30ポイント以上の差があります。自動車保有状況が高齢者の活動に大きな影響を及ぼしていることから、公共交通など自動車以外の移動手段を確保することが求められています。
- 小売業者の減少などから、過疎地域や中山間地域のみならず、中心市街地においても、買い物弱者・買い物困難者が発生しており、地域の状況に応じた対策が求められています。
- 今後、高齢者や障害者、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要な人の増加が見込まれており、その対策が求められています。
- 社会福祉法人は、本来公益性の高い社会福祉事業を担っていますが、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給において中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。



このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。地域における福祉サービスの充実を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 地域福祉

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・高齢者等が介護や支援が必要となった状態でも可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を更に進め、住民一人ひとりが役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティの育成や公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを市町村等と連携して推進します。

共生型サービス

- ・平成30年度（2018年度）に創設された、高齢者と障害児者が共に利用できる共生型サービスの周知を図ることにより、利用者が使い慣れた事業所でサービスの提供を受けやすく、また、各事業所で適切に人員を活用しサービス提供できるよう、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供を推進します。

地域見守り体制の充実

- ・ 民間事業者の協力を得て、住民に何らかの異変を感じた際に、各市町村等に報告する取組を引き続き実施するとともに、更なる体制の充実を図ります。
- ・ 消費者被害防止のため、消費者相談や地域の見守りネットワークの各市町村の取組を支援します。

市町村における取組への支援

- ・ 各市町村は、規模や地域特性、担い手など地域の実情に応じて地域福祉の取組を進めており、その取組に役立つ情報の提供や単独の市町村では対応が難しい場合の広域化の調整など、市町村の取組を支援します。
- ・ 子どもの居場所は、子どもだけでなく、地域の大人や高齢者、障害のある人など様々な人が集い、それぞれの役割をもちながら支え合うことで、地域のつながりを再構築する場としての一面も備えています。啓発セミナーや研修を通じ、様々な形の子どもの居場所を提案し、地域に根ざした居場所づくりを応援していきます。
- ・ 共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点等による地域づくりの取組が一層広がり、利用者の支援や生活の質の向上が図られるよう努めます。

地域生活支援拠点等の整備・機能の充実

- ・ 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備及びその機能の充実を図るため、市町村の取組を支援するとともに、医療的ケアが必要な障害のある人に対する支援を行うなど、個々のニーズにあった利用者本位の施策に取り組みます。

自殺防止のための地域相談体制の充実

- ・ 自殺リスクを低下させるため、「生きることの促進要因（自己肯定感や信頼できる人間関係といった自殺に対する保護要因）への支援」として、面接や電話による精神保健相談やこころの健康相談統一ダイヤルにより引き続き相談体制の充実を図るとともに、自死により家族等を亡くした人からの相談を受けるほか遺族同士の交流の場を設けるなど、自死遺族支援を推進します。

移動・外出支援

- ・ 高齢者や障害のある人をはじめとする住民が生活する上で、移動や外出手段の確保は重要な課題であるため、公共交通の維持確保と利用促進に取り組みます。
- ・ 過疎地域等で、市町村や社会福祉法人、NPO法人等が実施している自家用有償運送等の移動手段の取組について、市町村等とともに普及啓発等を推進します。
- ・ 「群馬県交通まちづくり戦略」に基づき、「地域的な暮らしの足の確保」として、新たな移動手段（相乗りなど）の実証実験、「基幹公共交通軸の強化・快適化」として、路線バスへの交通系ICカード導入補助や、鉄道各線の緊急対策“利用

促進アクションプログラム”の策定など、自動車以外の移動手段も選択できる環境整備を促進します。

- ・障害のある人の外出等を支援するため、ガイドヘルパーや行動援護、同行援護事業等について従業者の資質向上と円滑な推進を図るとともに、身体障害者補助犬の給付や普及啓発を推進します。
- ・障害のある人等が通院やレジャー・文化芸術活動等のため移送サービスを利用できるように、体制整備を図ります。

居住支援

- ・低所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮が必要な人に対し、県営住宅の供給を行うとともに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を促進し、住まいの安定的な確保を図ります。

社会福祉法人・企業等の社会貢献活動等の促進

- ・社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域共生社会の担い手の一つとして大きな役割が期待されており、その役割が果たせるよう、地域住民が抱える多様な福祉ニーズに対応しようとする社会福祉法人を後押しします。
- ・企業等も地域の構成員であり、住民の見守り等の社会貢献活動を実施する企業等の増加を図ります。

イ 高齢者福祉

介護予防の推進

- ・高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、その状態を悪化させないようにするための体制整備を進めます。
- ・介護予防事業に取り組む市町村に対して、研修や情報提供、財政的支援を行うとともに、地域リハビリテーション体制を活用したりリハビリ専門職による助言・指導や自主活動、市町村の介護予防事業でボランティアとして活動する介護予防サポーターの養成に関する支援等を行います。
- ・高齢者が自分らしい生活を維持できるように促すため、従来の介護予防等の取組に加え、運動や栄養、口腔、社会参加に着目したフレイル予防対策の重要性について普及啓発を行います。

認知症施策の推進

- ・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町村や企業等と連携し、認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、認知症サポーター等による地域での見守り体制を推進し、本人や家族等への支援体制を構築します。
- ・認知症の早期診断や早期対応により初期段階から治療や適切な支援が受けられるよう、認知症疾患医療センター等の専門医療機関の整備とともに、かかりつけ医や地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所等が

連携する保健医療介護体制を構築するなど、認知症施策の円滑な実施を推進します。

- ・若年性認知症に対する理解の促進と、一人ひとりがその状態に応じた適切な支援が受けられるよう若年性認知症支援コーディネーターを設置し、本人、家族の相談体制の整備や就労等を含めた関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。

ひとり暮らし高齢者への支援

- ・何らかの支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守り・安否確認や外出・家事支援等生活支援サービスの提供体制づくりが重要であることから、定期的な訪問調査等により地域の実態を把握するとともに、地域住民や各種団体による支え合い活動が日常的に行われる地域づくりに取り組む市町村等を支援します。

市町村における介護保険制度運営への支援

- ・市町村が、円滑かつ適正に介護保険制度を運営できるよう、「高齢者の自立支援・要介護状態等の重度化防止」や「介護給付の適正化」に向けた取組を支援します。

高齢者福祉サービスの充実

- ・住み慣れた地域を離れることなく、できる限り自宅や家族に近い場所で介護を受けることができるよう、地域的なバランスにも配慮しながら、市町村と連携して介護サービスの提供体制の整備を促進します。

高齢者の安心な暮らしへの支援

- ・高齢者の総合相談窓口として市町村が設置している地域包括支援センターが県民にしっかりと認知され、十分な活用が図られるよう、改めて周知を行うとともに、ワンストップサービス拠点として、地域包括支援センターの機能強化・充実を図る市町村の取組を支援します。
- ・各地域包括支援センターにおける相談窓口の充実や地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントに取り組むことができるよう支援するとともに、新たな課題である在宅医療と介護の連携等を通して、関係機関とのネットワーク形成や在宅療養を継続的に支援する体制を構築します。
- ・高齢者が年齢や心身の状態等に関わらず集い、介護予防や要介護状態等の軽減、悪化防止を期待できる住民主体の通いの場について、人と人とのつながりを通じて参加者の拡大を図るとともに、通いの場の活動が継続する地域づくりを市町村と連携し推進します。

ウ 障害者福祉

障害者の地域生活の基盤整備

- ・障害のある人の社会参加や地域移行を更に推進するため、「日中活動の場」の充実として、就労移行支援や就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所の整備を促進するとともに、「住まいの場」の充実として、グループホームの整備推進等に取り組みます。
- ・在宅の障害のある子どもとその家族を支援するため、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。

障害者福祉サービスの充実

- ・福祉施設等に入所している人、または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や相談など、地域における生活に移行するために必要な支援を推進します。
- ・高次脳機能障害のある人に対して、その特性や支援方法等が周囲の人に理解されるよう、普及啓発等に取り組むとともに、専門的な相談支援の強化に取り組みます。
- ・発達障害のある人に対して、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、必要な体制整備を図ります。

療育体制の整備

- ・保健や医療、福祉、教育などの関係機関の連携を一層強化し、それぞれの個性を伸ばし、また、もてる力を最大限に発揮できるよう、身近な地域で、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進を図ります。
- ・発達障害のある子どもに対しては、早期からの療育支援が必要であることから、可能な限り早期に発見できるよう市町村等との連携を強化します。

エ 児童福祉

待機児童対策

- ・各市町村において、地域の保育需要に対応した保育所・認定こども園等の利用定員を確保するため、国や市町村と連携して施設整備を行うことにより、働きながら安心して子育てができる保育環境の整備を図ります。
- ・小学校就学後も保育が必要な児童が、引き続き放課後児童クラブを利用できるよう整備を進めるとともに、放課後子ども教室との一体的または連携した事業の実施を推進します。

市町村における取組への支援

- ・子ども・子育て支援新制度の実施主体となる市町村を支援する「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020（群馬県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、給付・事業等が円滑に運営されるよう、必要な助言、援助、市町村間の調整を行います。

- ・ 保育所や幼稚園から認定こども園への移行について、施設の疑問や不安に応え、円滑な移行を支援します。
- ・ 病児保育や休日保育などの特別な保育の需要について、市町村間の広域的な調整を図るなど、市町村の意向に沿った支援を行います。
- ・ 令和元年（2019年）10月から始まった幼児教育・保育の無償化については、国へ確認しながら、市町村との情報共有に努め、制度の導入に伴い事務が増大する市町村を支援していきます。